

条例第8条第2項の規定による公表内容

実施機関名（担当部課）	伊 予 市 長 （総務部 企画財務課）	
政策等の案の名称	伊予市上灘コミュニティセンター条例（案）	
政策等の趣旨・目的 作成経緯	市民の社会福祉、青少年の健全育成及び生涯学習の利用に供するため、双海地域事務所庁舎の一部を「上灘コミュニティセンター」として整備することに伴い、当該施設の管理及び運営に関する事項について条例を定めるものである。	
No.	市民等からの意見（概要）	実施機関の考え方及び修正した場合の内容
1	ご意見はありませんでした。	
2		条例（案）附則第2項に規定しておりました「伊予市ふたみ基幹集落センター条例」の廃止につきましては、関係機関との調整等の理由により、当分の間、見合すこととしました。
3		